

熊本県における平成 19(2007)年度の温室効果ガス排出量確定値について

県では、平成 18 年 3 月改訂の「第 3 次熊本県環境基本計画」において、本県における温室効果ガス排出量の削減目標を、国の京都議定書目標達成計画を踏まえ、平成 22(2010)年度までに温室効果ガスの総排出量(森林による二酸化炭素吸収を含む)を京都議定書の基準年である平成 2(1990)年度から 6%削減することとしています。

環境基本計画の進捗状況を管理し、効率的な対策に反映させるため、県全体の温室効果ガス排出量の把握を行っていますが、今般、平成 19 年度の本県における温室効果ガス排出量確定値について下記のとおり取りまとめました(以下、下線部分が変更箇所です。)

記

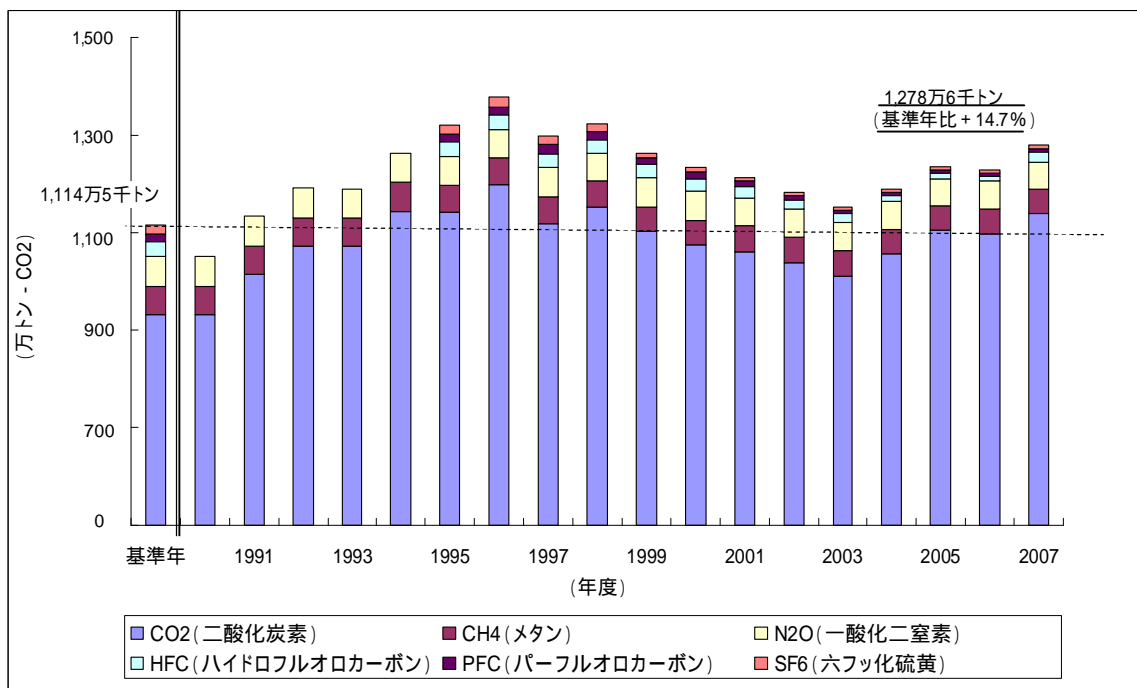
1 温室効果ガス総排出量について

熊本県における平成 19 年度の温室効果ガス^(注1)総排出量^(注2)は、1,278 万 6 千トン(二酸化炭素換算)で、京都議定書第 3 条の規定による基準年(平成 2 年度)の総排出量(1,114 万 5 千トン)と比較した場合、14.7%増加しています。また、前年度(平成 18(2006)年度)総排出量(1,228 万 5 千トン)と比較した場合、4.5 ポイント増加しています。

注1:温室効果ガスとは、平成 10 年に制定された「地球温暖化対策の推進に関する法律」の中で定められている二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン等(ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF₆))の 6 種類のガスのことです。これらのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。

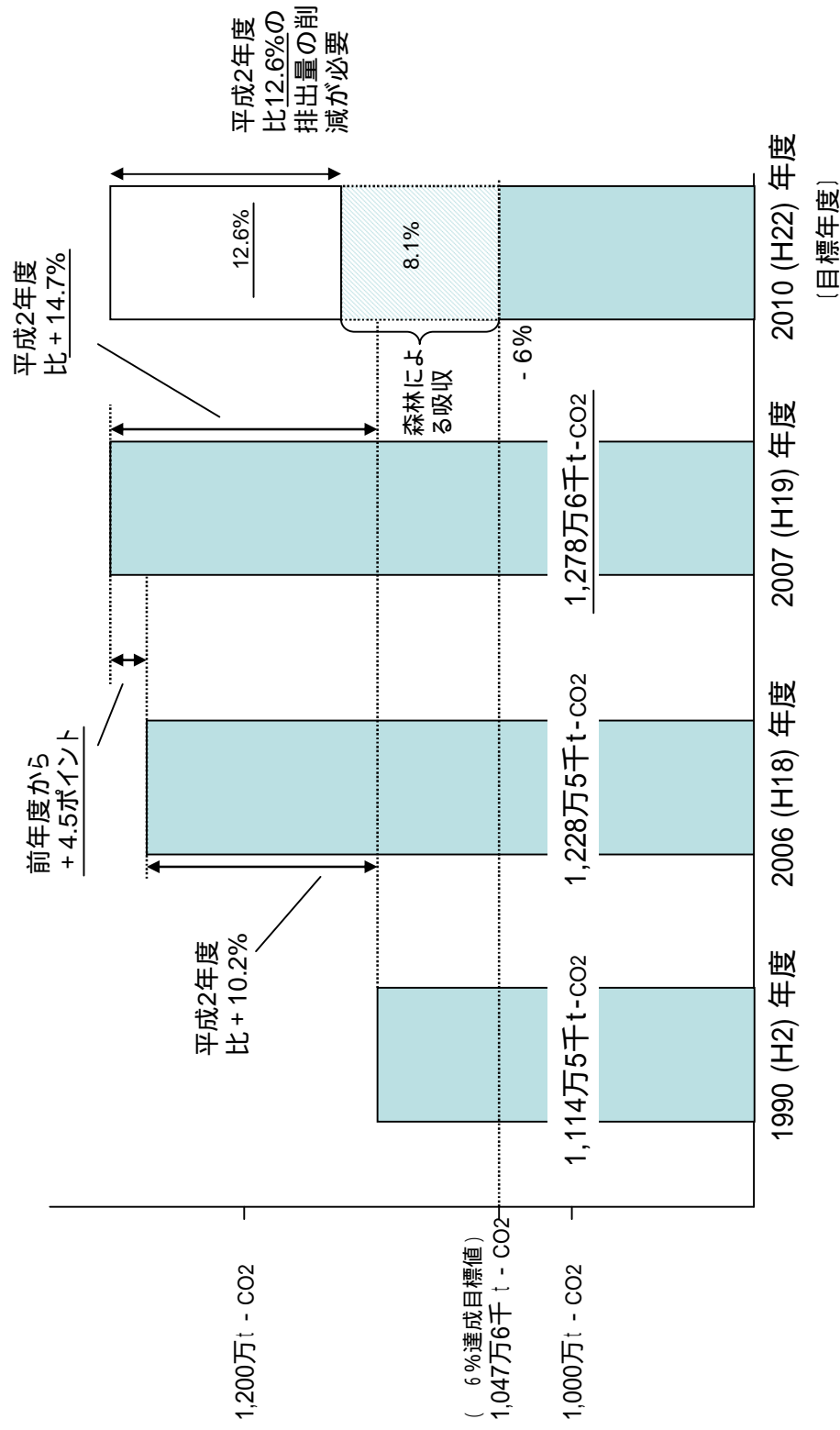
注2:総排出量とは各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数(温室効果ガスの温室効果をもたらす程度を、二酸化炭素の当該程度に対する比で示した係数。例えば、メタン(CH₄)は二酸化炭素(CO₂)の 21 倍)を乗じ、それらを合算したものです。

【熊本県における温室効果ガス総排出量の推移】



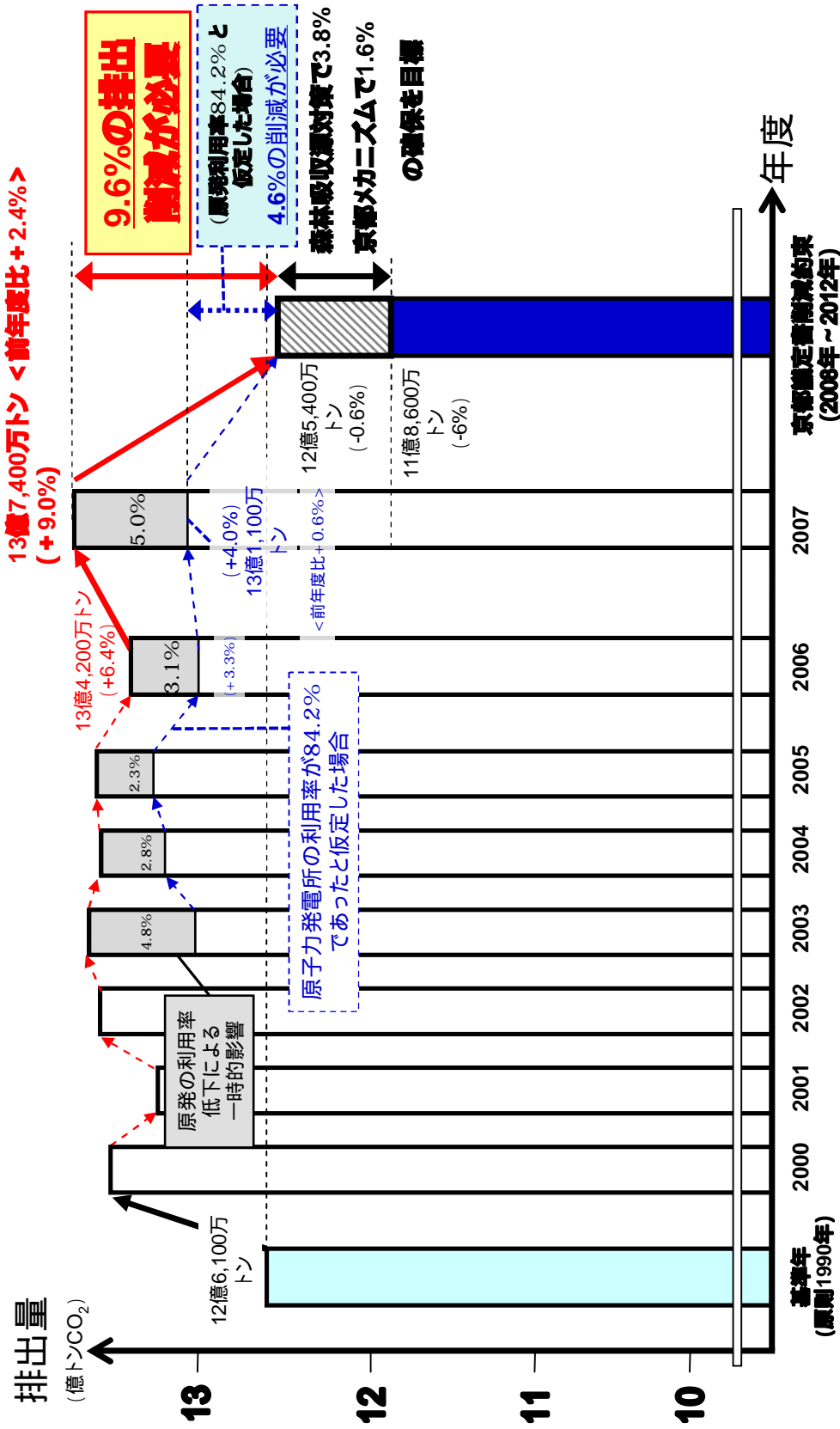
熊本県における温室効果ガス総排出量の推移・目標

平成19(2007)年度における本県の温室効果ガス総排出量(確定値)は、基準年度(平成2年度)比14.7%(前年度から4.5ポイント増)上回っており、基準年比6%削減を達成するためには、森林吸収分8.1%に加え、12.6%の排出削減が必要。



我が国における温室効果ガス総排出量（確定値）の推移・目標

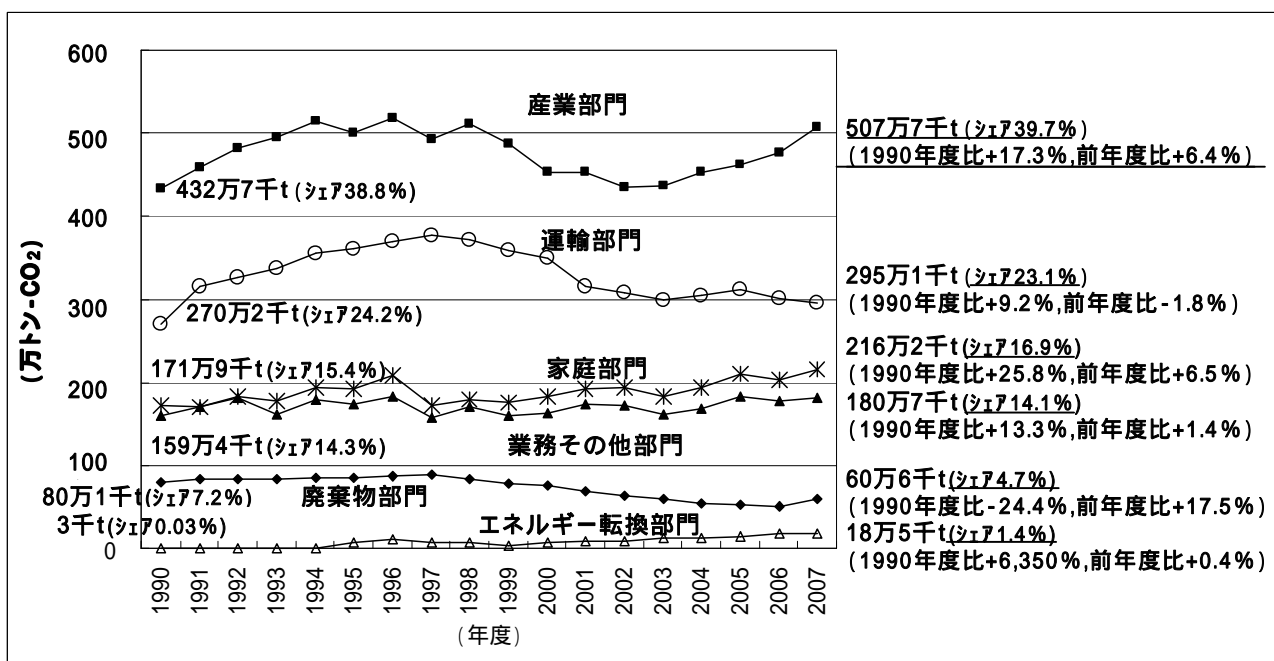
2007年度における我が国の排出量は、基準年比9.0%上回っており、議定書の6%削減約束の達成には、9.6%の排出削減が必要。
 （原子力発電所の利用率を84.2%と仮定した場合、排出削減必要量は4.6%）



2 部門別の温室効果ガス排出量について

本県における基準年(平成2年度)と比較した部門別の伸び率を見ると、家庭部門の25.8%が最も大きく、次いで産業部門の17.3%、業務その他部門の13.3%と続いています。

【熊本県の部門別温室効果ガス排出量の推移】



(参考)

部門別の温室効果ガス排出量の算定方法について

環境省が平成19年3月に公表した「地球温暖化対策推進計画策定ガイドライン」に基づき算定するものです。温室効果ガスを排出する活動(電気や燃料の使用、家畜、稲作、廃棄物の焼却、埋立処分等)の活動量に「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」で定められている排出係数をかけて排出量を算定します。また、石油、石炭等の燃料は使用量を熱量に換算してから排出係数をかけて算定します。

温室効果ガスの排出量 = 活動量 × 排出係数(単位生産量等当たりの排出量)

CO₂ 排出量(燃料の場合) = 燃料の使用量 × 単位発熱量 × 単位発熱量当たり排出量(排出係数) × 44/12(CO₂換算)

【お問い合わせ先】

環境生活部環境政策課環境立県推進室環境活動推進班
古閑、谷口 内線(7320, 7322) 直通(096 - 333 - 2266)

[参考] 部門別の温室効果ガス排出量増減要因の分析について

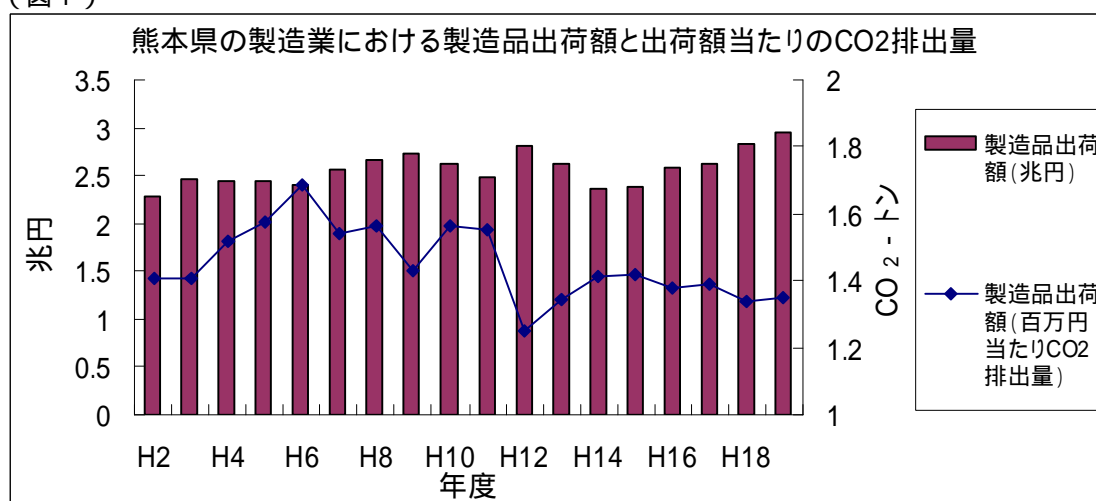
【産業部門】

平成 19 年度の産業部門の CO₂ 排出量は、507 万 7 千トンであり、基準年度（平成 2 年度）と比較すると 17.3%（75 万トン） 増加しました。また、前年度（平成 18 年度）からは 6.4%（30 万 7 千トン） 増加しています。

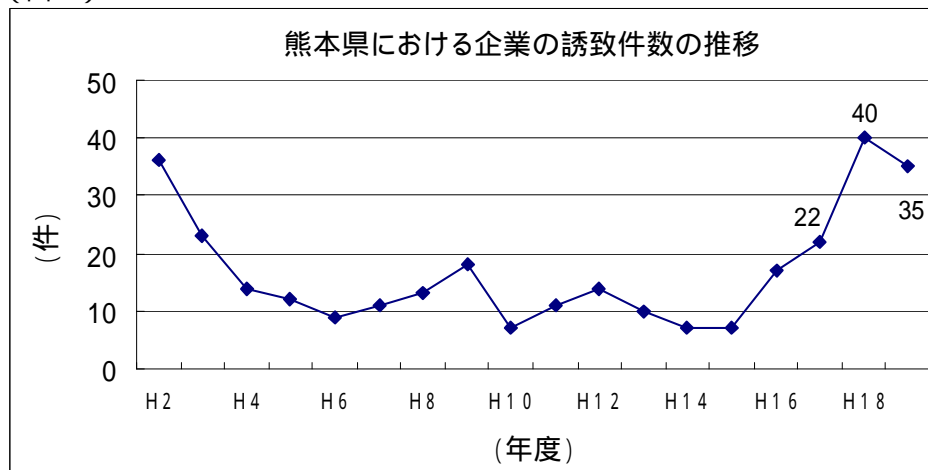
要因分析

・基準年度からの CO₂ 排出量の増加は、県内の企業誘致件数が増加したこと（図 2 参照）に伴い、製造業における製造品出荷額が伸びたこと（図 1 参照）によるものと考えられます。一方、ここ数年、エネルギー使用の効率化（製造品出荷額当たりの CO₂ 排出量の減少）は進んでいます（図 1 参照）。

（図 1）



（図 2）



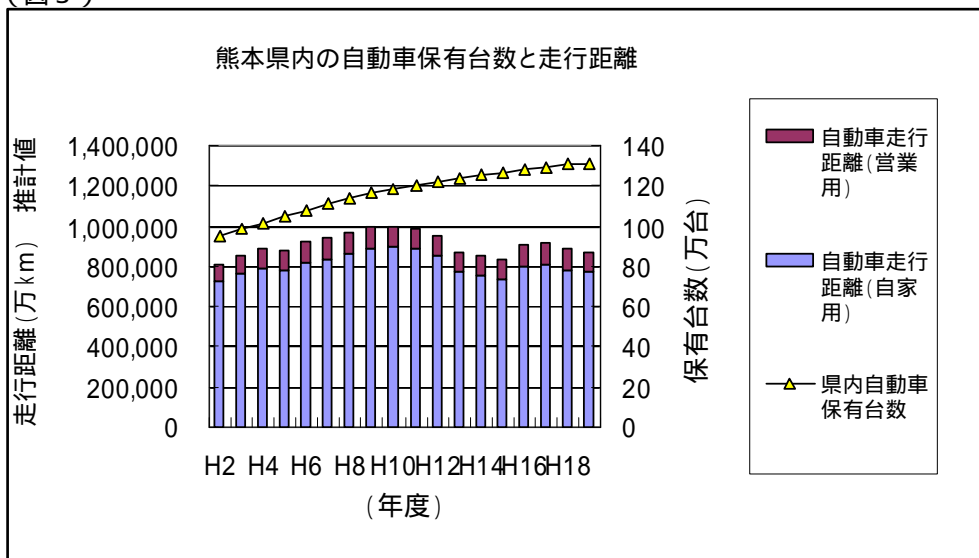
【運輸部門】

平成 19 年度の運輸部門の CO₂ 排出量は、295 万 1 千トンであり、基準年度（平成 2 年度）と比較すると 9.2%（24 万 9 千トン）増加しました。一方、前年度（平成 18 年度）からは 1.8%（5 万 4 千トン）減少しています。

要因分析

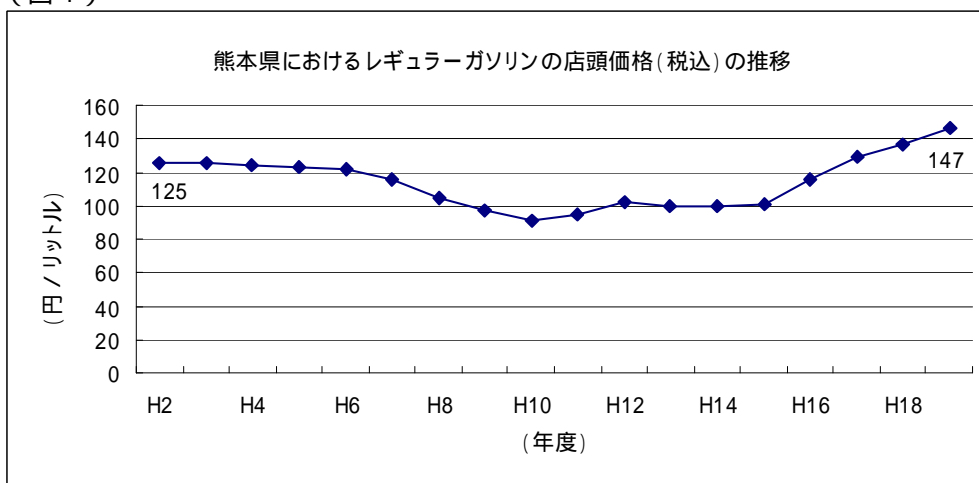
・基準年度からの CO₂ 排出量の増加は、自動車保有台数が増加したこと（図 3 参照）に伴い、ガソリン、軽油の使用量が増加したことによるものと考えられます。前年度比の排出量の減少は、ガソリン等の価格の上昇（図 4 参照）により、自動車の使用が控えられたことによるものと考えられます。

(図 3)



出典：国土交通省九州運輸局統計情報

(図 4)



出典：自動車輸送統計年報

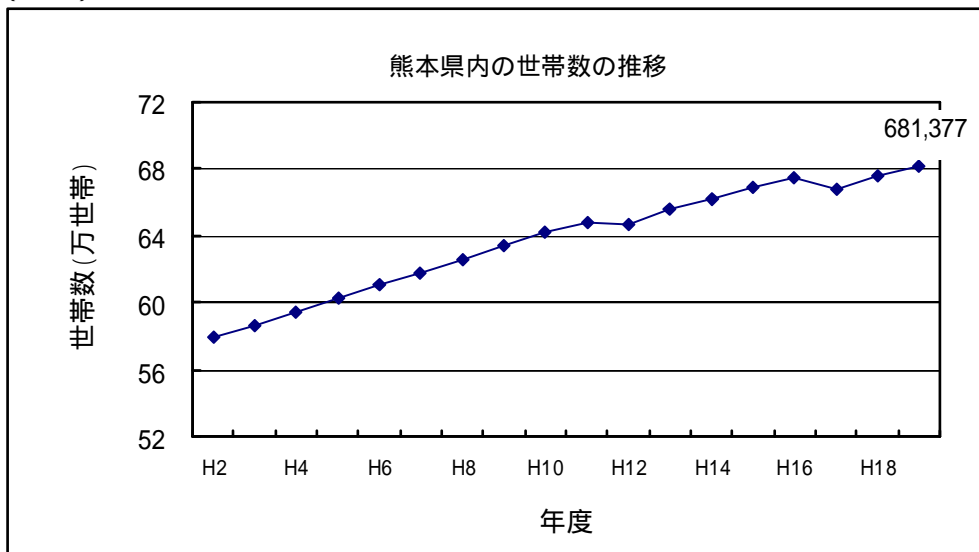
【家庭部門】

平成 19 年度の家庭部門の CO₂ 排出量は、216 万 2 千トンであり、基準年度（平成 2 年度）と比較すると 25.8%（44 万 3 千トン）増加しました。また、前年度（平成 18 年度）からは 6.5%（13 万 2 千トン）増加しています。

要因分析

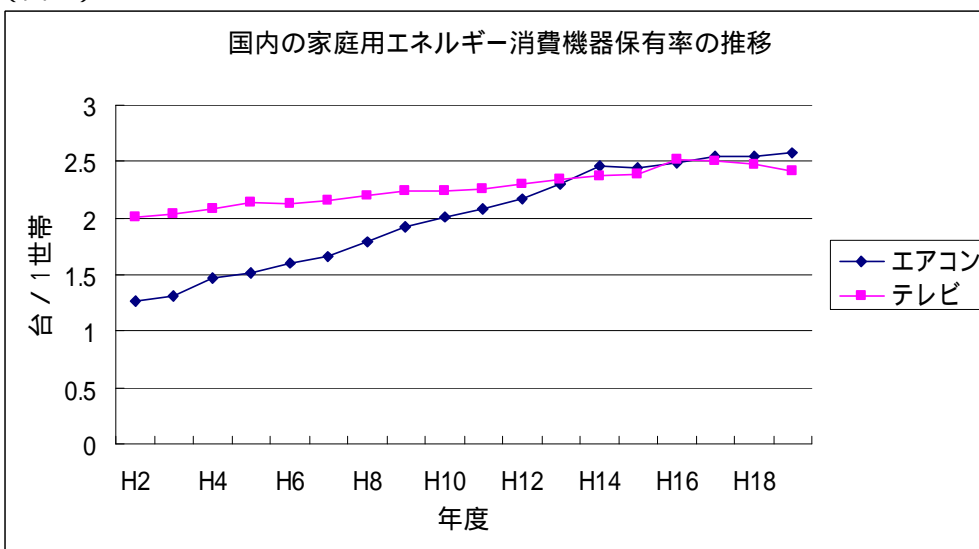
・基準年度からの CO₂ 排出量の増加は、世帯数の増加（図 5 参照）や家電製品等の普及（図 6 参照）により、電力消費量が増加したことによると考えられます。前年度からの CO₂ 排出量の増加は、8 ページの図 7 のとおり、平成 19 年度の気候により、エアコンの使用が増加し、家庭における消費電力量が増加したものと考えられます。

(図 5)



出典：熊本県統計年鑑

(図 6)



出典：エネルギー経済統計要覧

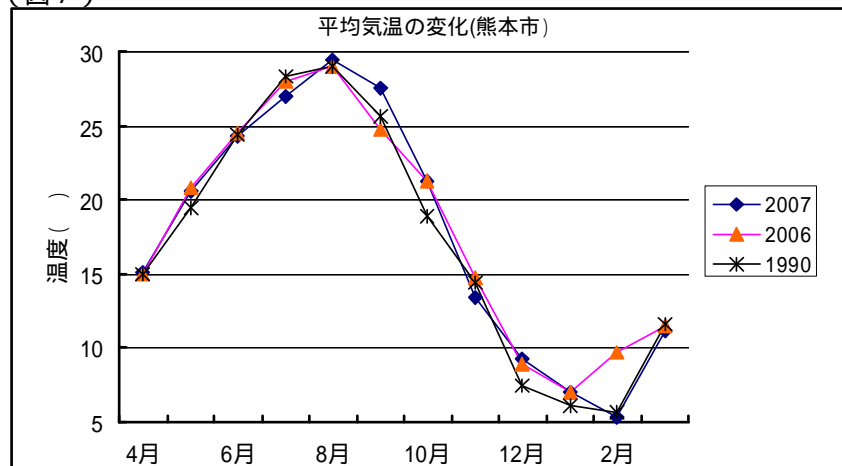
【業務その他部門】

平成 19 年度の業務その他部門の CO₂ 排出量は、180 万 7 千トンであり、基準年度（平成 2 年度）と比較すると 13.3%（21 万 3 千トン）増加しました。また、前年度（平成 18 年度）からは 1.4%（2 万 6 千トン）増加しています。

要因分析

・前年度からの増加の要因として、平成 19 年度は 9 月に熊本市で過去最高の月平均気温値を記録するなど残暑が厳しく（図 7 参照）、エアコンの使用の増加等により、消費電力量が増加したものと考えられます。

（図 7）



出典：熊本地方気象台 HP データより作成

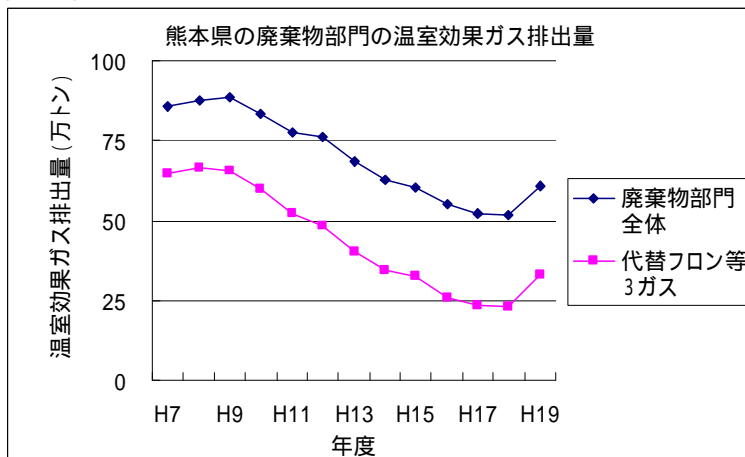
【廃棄物部門】

平成 19 年度の廃棄物部門の CO₂ 排出量は、60 万 6 千トンであり、基準年度（平成 2 年度）と比較すると 24.4%（19 万 5 千トン）減少しています。なお、前年度（平成 18 年度）からは 17.5%（9 万 1 千トン）増加しています。

要因分析

・基準年度からの減少の要因として、国が定めたフロン回収破壊法の施行等に伴い、代替フロン等 3 ガスの排出量が減少していることによるものと考えられます。また、前年度からの増加の要因は、国が冷凍空調機器の HFCs（ハイドロフルオロカーボン類）について排出実態に近くなるように排出量の算定方法の見直しを行ったためです（図 8 参照）。

（図 8）



出典：温室効果ガスインベントリ及び県廃棄物対策調査